

第4期富士見市障がい者支計画(案)に対する意見募集の結果について

平成30年3月29日
健康福祉部障がい福祉課

富士見市は、「第4期富士見市障がい者支計画(案)」に対する意見の募集を、平成30年1月4日から2月3日まで行いました。その結果4通24件のご意見をいただきました。お寄せいただいたご意見と当該意見に対する富士見市の考え方は、下記のとおりです。

パブリックコメント実施方法

- ・募集期間 平成30年1月4日～2月3日
- ・告知方法 広報ふじみ、市ホームページ
- ・意見提出方法 郵送、ファックス、電子メール、直接

番号	意見概要	対応方針	市の考え方
1	精神障害は、発病時に病気の知識があると対応がわかり悪化することがおさえられるため、支援者(親)の理解のために精神障害に関する講演会・研修会を計画してほしい。	貴重なご意見として承ります。	市では、障がいのある方が暮らしやすい地域社会にする運動、「あいサポート運動」を推進していることから、正しい理解を深めるよう啓発に努めてまいります。
2	中学・高校・大学の難しい年ごろに発病していると感じているので、学校で父母や先生に理解のための研修会を計画してください。	貴重なご意見として承ります。	市内小・中・特別支援学校では、富士見特別支援学校のセンター的機能を生かしながら、研修等を行い、特別支援教育の推進に努めております。市内の小・中学校に障がいに対する正しい理解を深められるよう、今後も研修を実施してまいります。
3	精神障がいはわかりにくいので、お互いの理解のために、障がい者に関係する各団体の交流会・懇談会などの場を作ってほしい。	貴重なご意見として承ります。	番号1と同様に、障がいのある方が暮らしやすい地域社会にする運動、「あいサポート運動」により、正しい理解を深めるよう啓発に努めてまいります。

4	机の上だけでなく、支援者当事者の意見を聴いてください。	貴重なご意見として承ります。	当計画（案）の策定では、障がい当事者へのアンケート、当事者団体や事業所からのヒアリングを実施し、意見を伺ったところです。また、日ごろから窓口・電話等でも相談や意見を伺っておりますので、引き続き丁寧に対応してまいります。
5	精神の手帳を所持している人は平成25年505人から平成28年668人となっている。3年間で163人も多くなっている。医療費負担制度だけ利用している人も多い、また偏見を気にして何も利用していない人もいる。2,000人以上にはなっていると思う。3障害のうち一番多くなっている。市としてどう考えているのか。	貴重なご意見として承ります。	当計画（案）にあるように、障がい福祉課、基幹型相談支援センター、地域の民生委員・児童委員など相談先は多岐にわたっており、電話でも受けています。秘密は守りますので安心して相談いただき、必要な支援につなげてまいります。
6	ひきこもりの人の就労・訪問支援強化のため、国は5億8千万円の予算を発表した。（40才以上は約35%最多、高年齢化）精神障がい者だけではないと思うが、本当はもっと多いと感じている。当事者も親と偏見で、悩みひきこもっていることも多い。市としてどれだけ確認しているのか。また、予算が無駄にならないように実態調査からお願いします。	貴重なご意見として承ります。	ひきこもりの相談窓口は、市以外にも埼玉県ひきこもり相談サポートセンター、埼玉県立精神保健福祉センター、各保健所にありますので、相談窓口の周知に努め、相談があった際は、必要な支援につなげてまいります。
7	ひきこもりの社会にでる一步になると思うため、精神障がいをもつ方が気軽に集えるサロン（集いの場）を考えてください。	貴重なご意見として承ります。	当事者等から相談があった際には、必要な支援につなげてまいります。

8	<p>支援計画にあるように、障がい者のグループホームのニーズは大変高くなっていると思われました。施策を推進するためにも私名義の駐車場の一部をグループホーム建設に提供します。</p>	<p>今後の計画推進において、検討してまいります。</p>	<p>グループホームについては、地域での受入れ体制を整備するなど、計画に記載する取組を着実に実施し、目標が達成されるよう取り組んでまいります。</p>
9	<p>P 4 4 基本目標3 保健・医療サービスの充実 計画案47ページの「障がいの早期発見・対応」や48ページの「発達障がい児・者への支援」といった「施策・事業名」を新たに加え、高次脳機能障害の方が早期に適切に診断されることを支援し、「内容」のところに、診断後に医療から社会復帰までの切れ目のない支援を行える体制を作ってください。</p>	<p>文言を加筆します。</p>	<p>当計画においては、P4において高次脳機能障がいを含めております。内容については、P44の施策No21の内容に「～連携を強化し、切れ目のない相談支援体制の充実に～」と加筆いたします。</p>
10	<p>P 4 2 意志疎通支援事業の充実 P 7 0 意志疎通支援事業 対象として高次脳機能障害も含まれる意志疎通支援事業で、入院中も意志疎通支援事業が利用できることを記してください。</p>	<p>原文のまま対応します。</p>	<p>入院中の利用については、厚生労働省の通知により、実務上の事務取扱として既に対象としているため、原文のまま対応いたします。</p>
11	<p>P 5 8 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築 「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」と記されている部分を（精神障害（発達障害及び高次脳機能障害を含む。）にも対応した地域包括ケアシステム」にするなどして、この事業の対象に高次脳機能障害が含まれることを明示してください。</p>	<p>原文のまま対応します。</p>	<p>当計画においては、P4において高次脳機能障がいを含めておりますので、原文のまま対応いたします。</p>

12	<p>P 5 9 地域生活支援拠点等の整備 高次脳機能障害の方への支援も、地域生活支援拠点等の整備の一環で考えていくことを計画に記してください。</p>	<p>原文のまま対応します。</p>	<p>地域生活拠点等の整備は高次脳機能障害者も対象に含まれているものとして考えておりますので原文のまま対応いたします。</p>
13	<p>P 7 2 (2) 任意事業 高次脳機能障害の方が徘徊してしまった際、ご本人ご家族の方などが利用できる施策を記してください。</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p>	<p>障がい種別が多様化していることから、当計画に特定の障がいに対する具体的な支援策を記述することは難しいと考えておりますが、当市の要介護認定を受けた徘徊のある高次脳機能障がい者が受けられる徘徊探知機貸与事業については、ご本人ご家族に伝わるよう、ホームページ等を活用し、啓発に努めてまいります。</p>
14	<p>P 4 7 基本目標 5 障がい児支援の充実 P 6 1 (5) 障がい児支援の提供体制の整備等 P 6 7 3 障害児通所支援等の見込み量と確保策 小児の高次脳機能障害への具体的な支援策を記してください。</p>	<p>原文のまま、対応します。</p>	<p>各障がい児支援については、高次脳機能障がいの児童も含めたものと考えております。</p>
15	<p>P 4 脚注「発達障がい」の中の「注意欠陥多動性障がい」用語の認知度の観点から、「ADHD」を括弧書きで併記した方がよいと思われます。市立図書館OPACの書名タイトル検索で確認したところ、「注意欠陥」で9件、「ADHD」は41件でした（平成30年2月現在）。</p>	<p>文言を加筆します。</p>	<p>ご指摘のとおり、表記に「ADHD」を加えます。</p>

16	<p>P 4 2 施策No.13「点字テプラ」 固有名称・商品名ですので、一般名称として「点字ラベル」や「点字ラベルライター」という表記なるとおもいます。</p>	<p>文言の修正をしま す。</p>	<p>ご指摘のとおり、表記を改め「点字ラベル」とし ます。</p>
17	<p>P 4 2 施策No.16「要約筆記者」 大学における学習支援の分野においては「ノートテイカー」「ノートテイク」との表記が普及しています。若い市民には馴染みがあると思おもいますので、これを括弧書きで併記してはどうでしょうか。ないし、要約筆記（者）を用語解説に加えてこの表記も説明してはどうでしょうか。手話通訳（者）に比べれば、まだまだ認知度が低いかと思おもいます。 なお、近隣大学で実践されている学生さん、児童館、「子ども大学ふじみ」との協働による体験講座であれば、若い世代も参加しやすいと思おもわれます。</p>	<p>文言を加筆しま す。</p>	<p>要約筆記者の普及が広がるよう、表記に「ノート テイク」を加えます。</p>
18	<p>P 4 6 施策の方向2 外出支援の充実 観光アプリ「ココシルふじみ」による公共施設・公園・店舗（特に個人経営の飲食店）のトイレ等バリアフリー情報の提供を加えてはどうでしょうか。高齢者や子育て世帯への支援とも共通すると思おもいます。掲載を通じて各事業者が「障がいを持つお客様にも買物や食事を楽しんでいただける準備ができていますか？」の自己評価と改善を促す効果もああります。</p>	<p>計画推進におい て、研究してまい ります。</p>	<p>観光アプリ「ココシルふじみ」は市民組織「富士 見市地域活性化研究会（愛称：ふじみ☆ラボ）」 が運営しておりますが、ご意見の内容は、施策中 の基本目標7安心して暮らせるまちづくりにもつ ながることから、情報を整理し、今後の計画推進 にむけて、ふじみ☆ラボと協働で研究してまいり ます。</p>

19	<p>P 5 1 施策No.60「民間企業」 日常会話では非営利や非会社組織の職場のことを「民間企業」とは言わないことも多く、例えば医療法人や農家のような職場での雇用をイメージに含みにくいと思われます。お隣の「第3期ふじみ野市障がい者基本計画」59頁では、「事業主」「企業・事業所」「一般企業【等】」という用語を使っていますので、このようなことはありません。</p>	<p>文言を修正します。</p>	<p>ご指摘のとおり、表記を改め「一般企業等」とします。</p>
20	<p>P 5 1 施策No.61「物品及び役務の調達を拡大します」 主体が市に限られる表現にも見えます。指定管理者や市が業務を委託している企業についても、障害者優先調達法の趣旨について理解と協力を求めていると思います。</p>	<p>原文のまま対応します。</p>	<p>市ホームページにおいて、市民に広く周知を図っています。</p>
21	<p>P 5 2 施策の方向3 スポーツ活動の推進 市スポーツ推進計画の提唱する区分で言えば、競技者として「する」スポーツの観点からの記載はありますが、関係者以外の幅広い市民が「観る」「支える」スポーツの観点が弱いように感じます。パラリンピックを契機に、観戦や選手との交流などの施策ができればと思います。 また、例えば、近隣市町と合同で「子ども記者団」を結成し、各市町広報紙に合同特集として「配信」し、各競技のみどころなどが紹介できればと思います。</p>	<p>原文のまま対応します。</p>	<p>『障がい者のスポーツ活動の推進』については、富士見市スポーツ推進計画において柱立てし、スポーツに参加するだけでなく、「観る」(観戦)、「支える」(協力)に関する施策についても、障がいの有無にかかわらず推進していく大切な要素のひとつととらえています。実際に施策を推進していくなかで、ご意見いただきましたことを踏まえて取り組みを行っていただけるよう検討してまいります。</p>
22	<p>P 5 2 施策の方向3 スポーツ活動の推進の担当課 生涯学習課 学校における体育・部活動の所管課を入れた方がいいと思います(または、49頁「施策の方向3 学校教育の充実」において言及)。 なお、国の「第2期スポーツ基本計画」は、【特別支援学校を在校生・卒業生・地域住民がスポーツに親しめる地域の障害者スポーツの拠点化】【学校における障害児のスポーツ環境の充実】【学校等と連携した障害者アスリートの発掘・育成】を提唱しています(答申でのページ番号=19頁カ・シ、28頁ア参照)</p>	<p>計画推進において、検討してまいります。</p>	<p>国の第2期スポーツ基本計画を踏まえ、具体的な施策を検討するとともに、市内小・中・特別支援学校で連携を図りながら、インクルーシブ教育の視点に立ったスポーツ活動を推進してまいります。</p>

23	<p>P 5 3 施策No.73「公共施設における駐車スペース」 「公共施設」という限定は不要かと思えます。県のマナーアップキャンペーンは、障がい者専用駐車スペースを持つ事業所・店舗も参加しています。</p>	<p>原文のまま対応します。</p>	<p>計画推進において、県のマナーアップキャンペーンと併せて普及啓発を図ってまいります。</p>
24	<p>その他 「障がい」の表記について、目次ページ、本文で初めて登場するページの下部、のどちらかに注記を付けた方がよいのではないでしょうか。 一例として、第3次宍粟市（しろうし）障害者計画等（案）は、「『障害』の『害』の字については、否定的な印象を受けるとの意見があることから、本計画においては、原則『障がい』という表記で統一しています。ただし、法律・計画名や制度・施設名、その他固有名詞などについては、元の表記に従っています」との記載があります。 見た範囲では、熊谷市・羽生市・越谷市・久喜市・北本市・幸手市・ふじみ野市の計画やその案にも同趣旨の記載があります。</p>	<p>文言を加筆します。</p>	<p>ご指摘のとおり注釈をつけ、『障がい』に対する理解を深めるとともに、障がいのある方への差別解消への契機とします。</p>